

●平成27年3月31日以前の届出等に適用

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年7月26日規則第52号）

別表第四（第二条第四号）

公園等に関する整備基準

(い)	出入口	<p>利用者の用に供する公園等の出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅は、内法（のり）を一・二メートル以上とすること。</p> <p>二 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(ろ)	園路	<p>(い)項に定める構造の出入口に通じる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 幅員は、一・二メートル以上とすること。</p> <p>二 縦断こう配は、十二分の一を超えないこと。</p> <p>三 こう配が継続する場合は、五十メートル以内ごとに一・五メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>四 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>五 必要に応じ、手すり等の転落を防ぐ措置を講ずること。</p> <p>六 排水溝を設ける場合は、車いす使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝ぶたは車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>七 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 別表第一(は)項第一号から第四号までに定める構造とすること。</p> <p>ロ 段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ハ 次に定める構造の傾斜路及び踊場を併設すること。</p> <p>(1) 幅は、内法（のり）を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 別表第一(ろ)項第五号ロからホに定める構造とすること。</p> <p>(3) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(4) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>八 必要に応じ、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p>
(は)	便所	<p>利用者の用に供する便所のうち、一以上の便所（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）は、別表第一(ほ)項に定める構造とすること。</p>
(に)	駐車場	<p>一 利用者の用に供する駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>二 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（第三号に定める構造の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 別表第一(よ)項第二号ロ及びハに定める構造とすること。</p> <p>三 車いす使用者用駐車施設へ通じる(い)項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、別表第一(た)項第一号から第四号までに定める構造とすること。</p>
(ほ)	案内標示	<p>案内板のうち、一以上の案内板は、(い)項に定める出入口の付近に、別表第一(か)項に定める構造のものを設けること。</p>